

相続に必要な戸籍は1通じゃない!?

「改正原戸籍」って何?



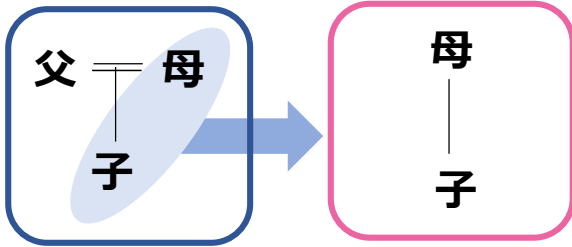
亡くなった父の相続手続きで戸籍を集めています。
「改正原戸籍 (かいせいげんこせき)」という書類も必要だと言われました。
戸籍って種類があるの?

相続手続きでは原則、亡くなった方 (被相続人) の出生から死亡までのすべての戸籍が必要なのですが、この「すべて」の戸籍の中に含まれるのが、改製原戸籍、除籍謄本です。

戸籍法が改正されることによって、戸籍の様式などが変更され、その都度新しい様式の戸籍に書き替えが行なわれるのですが、この書き替えをする前の戸籍のことを**改製原戸籍**といいます。

ただし、改正原戸籍は記載されているすべての内容をそのまま書き写すわけではありません!

例



父母が離婚し
母と子が別の戸籍に移った場合

母と子どもの欄にはバツ印がつけられ、その戸籍から出て行ったことがわかり (除籍)
父の欄にも離婚についての事項が記載されます。

しかしその後、法改正などによって新しい戸籍が作られると…?

昔の戸籍を取得して
初めてわかる情報が!

新しく作られた父の戸籍には
離婚の記載はなくなり、子どもの記載もなくなります。
父が過去に結婚歴があり子供がいたということがまったく記載されていないのです。



**法改正などによって戸籍の書き替えが行われる場合、
死亡・離婚・転籍などの理由による除籍の事項は省略されます。**

相続手続きでは10通以上の戸籍を請求することもあり、解読も非常に難しいとされています。
相続・戸籍に関するご相談はF&Partnersグループへ!

今週の
お客様の声

相談して
よかった点は?

京都市 H.R様

完璧にやってくれたこと。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を!

